

(参考資料)

**福岡市の市民税(均等割)の非課税(相当)となる所得と収入の限度額 早見表** ※R3.1.1住民登録地が福岡市の場合に適用

世帯の 人数 (※)	家族構成例	非課税所得限度額 (基本額35万円×世帯の人数+10万円+級地加算額21万円)	非課税相当収入限度額 (非課税所得限度額+給与所得控除額)
2	夫(婦)+子1人	1,010,000 円以下	1,560,000 円以下
3	夫婦+子1人	1,360,000 円以下	2,057,000 円以下
4	夫婦+子2人	1,710,000 円以下	2,557,000 円以下
5	夫婦+子3人	2,060,000 円以下	3,057,000 円以下
6	夫婦+子4人	2,410,000 円以下	3,557,000 円以下
7	夫婦+子5人	2,760,000 円以下	4,000,000 円以下
8	夫婦+子6人	3,110,000 円以下	4,438,000 円以下
9	夫婦+子7人	3,460,000 円以下	4,875,000 円以下

(※) 世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。）
- ・扶養親族（前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。16歳未満の者も含む。）

申請者本人が**未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親**に該当する場合は、**上記表と下記表の額のいずれか高いほうの額**を基準としてください

申請者が以下に該当する場合	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親	1,350,000 円以下	2,044,000 円未満